

## 特定連結路付属地における利便増進施設の占用許可について

特定連結路付属地における利便増進施設の占用許可については、関係法令及び実施要領に従い、応募者より提出された事業計画、資金計画等について技術的な審査を行うとともに、特定連結路付属地の所在する関係地方公共団体や高速道路会社の意見を聴取した上で、事業の安定性、地域との調和、利用者の利便性等について審査を行うこととしている。

今回の審議事項は、以下のとおり首都高速道路株式会社管内1件である。

## 今回の審議事項一覧

	事業計画（案）	連結路付属地の位置	連結予定施設	申出者
1	埼玉県道高速さいたま戸田線与野ジャンクション連結路付属地における利便増進施設の事業計画（案）	さいたま市中央区 本町西五丁目	利便増進施設（無料休憩所、トイレ、イベントスペース、コンビニエンスストア、レストラン）	首都高速道路㈱